福岡県立久留米筑水高等学校　部活動に係る基本方針

1　活動の基本方針

〇本校の学校教育活動の一環として行われる部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる。スポーツや文化、科学等に親しむことによって、生活意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校の学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

〇異年齢（学年）との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通じて自己肯定感を高めることをねらいとする。

〇地域と連携し、スポーツや文化、科学等における指導者や地域の人々との協力、体育館や社会教育施設、地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携をし、「地域に愛される学校」づくりの一端を担う。

2　運営に関して

（1）　活動の指導体制

・学校長は生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に活動を実施できるよう、適正な数の部活動数を設置する。

・学校長は顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施、また他の校務分掌や家庭の状況等を勘案した上で行い、全職員での適切な指導、運営及び管理体制の構築を図る。

・教職員の数、校務分担等の負担、専門性等を踏まえ、積極的に部活動指導員を活用する。

（2）　バランスのよい部活動

・適切な休養日、活動時間の設定

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁：平成３０年３月）

「福岡県運動部の在り方に関する指針」（福岡県教委：平成３０年１２月）

に基づき、以下のように設定する。（原則として）

〇学期中は週当たり２日以上の休養日を設ける。**（平日：少なくとも１日、週末：少なくとも１日）**

※週末に土日ともに大会等で休養日取れない場合は考査前や長期休暇中にて代替する。

〇長期休業中の休業日は学期中に準ずる。また、生徒が十分休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養を設ける。

〇１日の活動時間は長くとも平日２時間程度、休業日は３時間程度とし、短時間で合理的かつ効果的・効率的に行う。

（3）合理的かつ効果的・効率的な活動の促進のために

・体罰等禁止の徹底：殴る、蹴る他、長時間の正座や水を飲ませない長時間のランニング、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと判断される言葉や態度は絶対に行なわない。

・適切な人間関係の形成：勝利至上主義のみに執着せず、部活動での人間的成長も目指す。

・生徒の意見を反映した指導：生徒と意見交換等をして生徒の主体性を尊重しつつ目標、活動内容を検討する。

・無理のない練習：適切な休養をとり、身体的・精神的能力の向上を目指す。

（４）生徒の健康・安全確保

ア　危機管理の徹底

事故の未然防止、事故が起こった場合の対応の確認、医療関係者等への連絡体制の整備などを盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、それに基づいた迅速かつ適切な対応を行うこと。特に初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから校内研修などで周知を徹底する。

イ　運動部活動顧問及び部活動指導員の直接指導

部活動顧問及び部活動指導員等は原則として生徒の活動に立会い、直接指導すること。やむを得ずに直接立ち会えない場合は他の顧問や部活動指導員と連携・協力したり、事前に生徒と安全に配慮した練習内容の打合せをしたりする等により安全配慮義務の遂行を行うこと。

ウ　施設設備等の安全点検

施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の原因になっていることを認識し、器具については生徒へ事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせる。また、定期的に点検（１か月に１回程度）し、結果を記録に残す。

エ　活動場所の安全配慮

複数の部活動が同じ場所を使用して練習する場合等には人的配置により、危険回避を呼びかけたり、ボールや陸上競技の投擲物等の到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりする等安全対策を確実に行う。

オ　部室の管理

部室の使用は部活動時のみとし、施錠、消灯は責任をもって行う。鍵の管理は各顧問が行う。また整理整頓し、定期的に清掃をする。

カ　大会引率

引率責任者は練習試合や大会への引率については交通手段を含め、保護者に対して事前に十分な説明を行うこと。顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での引率は原則として行わず、公共の交通機関等を利用すること。

（５）部活動の活性化を図るために

ア　各種会議の開催と研修会の参加

・職員会議：年度初めの職員会議等において運営や指導の目標、方針及び計画、体罰禁止いじめ防止等について学校全体で共有する。

・顧問会議：指導方法や生徒の状況等について情報交換を行うとともに、練習場所や練習終了時間、活動予算等全ての部が共通して遵守すべき項目や各部活動の独自の活動等運営について確認できる場を設定すること。また、いじめ防止の観点からも各部活動の課題を共有し、いじめ予防に努める。

・キャプテン会議：各部のリーダー的な生徒が活動の在り方について意見交換できる場を設定する。そして、その内容を積極的に紹介する。また、お互いを認め合い、思いやりを大切にする、仲間意識を育むなど、いじめの予防に努める場とする。

・保護者会議：部活動の現状や課題等について保護者との共通理解を図る場を設定する。また、大会で入賞したり、地域で活動している部や個人の広報に努める。その際、名前や写真等の個人情報に関しては本人及び保護者の承諾を得ること。

・各部活動での面談、ミーティング：各部活動の活動方針、活動計画、諸課題の共有等を図るため定期的なミーティングを実施する。また、各顧問は部員と個別面談を随時行い、部員の健康状態や心の状況把握に努める。各部活動での活動日誌を作成し、活動を記録していくとともに顧問とのコミュニケーションを図る。

・指導力向上の研修：顧問及び部活動指導員は県や学校体育団体が主催する指導者研修会等に専門外の顧問等も積極的に参加する。

イ　開かれた部活動

・部活動指導員及び外部指導者の活用：校長及び部顧問は地域の指導者を活用し、部活動指導員及び外部指導者と学校教育目標や部活動方針を共通理解して指導にあたること。なお、部活動指導員及び外部指導者任せの指導にならないように日常的な連携を図り、必要な時には顧問が部活動指導員及び外部指導者に適切な指示を行うこと。

・体験入部期間等の設定：生徒が個に適した部活動を選定することができるよう体験入部期間を設定する。

・生徒の活動参加の促進：本校に設置していない種目を地域で個人的に取り組んでいる生徒が学校から大会に参加できるようにするため、「総合部」の設置を促進する。

・他校との連携：少子化に伴い、本校生徒のみでは特定の種目が実施できない場合は活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等学校間での連携を図り、合同部活動等の取り組みを推進する。

・地域や保護者との連携：校長、部顧問は学校と地域がともに生徒を育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形での環境整備に努める。また、保護者と共に生徒の健全な成長のための教育環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で保護者の理解と協力を促す。

（６）具体的な活動の進め方

・活動時間：　４月～　９月　<u>１９時３０分</u>

　　１０月～　３月　<u>１９時</u>　　完全下校　とする。

・定期考査１週間前から定期考査最終日前日までの活動は原則禁止する。
ただし考査終了直後に大会（公式戦）、コンクール、発表会等がある場合は申請手続きをして短時間（２時間程度）活動できる。

・部活動の改廃　①３年間活動がない場合は廃部とする。
②同好会申請後２年間継続して活動している場合、生徒総会の承認を経て部への昇格を申請できる。

・大会参加に関する旅費について
高体連・高文連・高野連が主催する大会及びそれに準ずる大会にて支給する。
（高体連・高文連・高野連　主催　３回　　準ずる　２回）
その他は旅費規定による。

・登録費の支給について
登録費支給の対象は本年度に行われる高体連・高文連・高野連が主催する大会及びそれに準ずる大会に参加するために必要となる団体登録費（加盟金）のみとする。個人登録費は自己負担とする。

・本校ＨＰへ部活動の活動計画を掲載し、公表する。（各部活動にて入力）